

1 施政方針

平成30年度 施政方針

七ヶ浜町長 寺 澤 薫

東日本大震災から7年、七ヶ浜町震災復興計画10年間の終期まで残すところ3年となります。これまで、本町の震災復興は、町民と行政が一体となり、迅速かつきめ細かな対応をしてまいりました。

今後も復興事業の「総仕上げ」に向け、ハード面では、被災市街地復興土地区画整理事業の早期完了、ソフト面では、移転元地における利活用や産業誘導など、創意工夫を重ね、生業や賑わいによる地域再生、町民の生きがいにつながる施策に取り組んでまいります。更に、本町の「真の復興」の実現に向け、気を引き締めてまいります。

さて、地方自治を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化が顕著に進むなど、様々な課題に直面しています。東日本大震災で甚大な被害を受けた本町は、地域コミュニティの再生など、震災特有の課題が重なり、日々状況は変化しております。

こういった中、本町では、アジア諸国の急成長で学ぶべきグローバル化社会に向け、英語教育など世界に通用する人材育成事業の強化に取り組んでいるところであります。

更に、国内では、「人生100歳時代の到来」と言われる超高齢社会に向け、自治体や地域独自の健康づくり、介護予防などの対策が年々重要になっております。平成30年度の施策においては、このような社会変化へ確実に対応するよう、より一層の内容充実を図るものであります。

本町には、先人たちから引き継がれてきた歴史、文化、自然環境など誇るべき潜在的な地域ブランド力があります。「将来住んでみたい。住むことに誇りを感じる」と思ってもらえるよう、本町の魅力を更に高めるまちづくりを進めてまいります。

平成30年度は、町制施行60周年を迎えます。また、七ヶ浜村及び高山国際村が開村して130周年にあたります。この節目の年に記念事

業を実施し、東日本大震災からの復興、次のステージに向けて生まれ変わる七ヶ浜町を町民と共に祝います。

なお、平成30年度の予算編成では、6つの政策軸に加え、本町の基本理念である、「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」や、「七ヶ浜町長期総合計画(震災復興計画) 後期基本計画2016-2020」並びに「七ヶ浜町総合戦略 2015-2019」との整合を図ったものとしております。

魅力あるまちの実現に向けた6つの政策軸については、次の取り組みを推進します。

1つ目は、「震災復興」であります。

被災者の住宅再建は落ち着きを見せ、本町の復興は新たなステージに入っております。平成30年度においても、沿岸地域の産業・生業・住民コミュニティの再生などを着実に進めてまいります。

被災市街地復興土地区画整理事業については、菖蒲田浜地区及び代ヶ崎浜A地区で換地処分を行い、清算事務に着手します。民間のホテルやレストランがオープンし、賑わいが生まれている花湊浜地区については、本町の産業拠点としての一体的な環境整備を更に進めてまいります。

菖蒲田浜地区の長須賀地域をはじめとする移転元地の利活用については、その方針を整理し、必要な整備に向けた準備をしてまいります。

昨年夏、本格再開した菖蒲田海水浴場については、都市公園(津波防災緑地) 菖蒲田浜海浜公園として整備してきた駐車場が本年から利用可能となるなど、海水浴客の受入環境を充実してまいります。

この他、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業をはじめとする復興事業の整備に一定の目途がついたことから、本町の土地利用や都市基盤施設などの基本方針を策定する都市計画マスタープランの見直しに着手してまいります。

2つ目は、「人材育成」です。

「七ヶ浜町グローバル人材育成プログラム」について、今年度は、新

たに中学生を対象としたイングリッシュ道場を実施するなど、英語コミュニケーション能力の向上と異文化理解のためのワークショップを実施してまいります。

「七ヶ浜・グローバルPROJECT」の一環として文部科学省より教育課程特例校に指定されている小学校の英語教育は、本町の英語を通じたコミュニケーション能力の育成を強化します。

また、生涯学習センターの英会話講座を現在の年20回から年40回に倍増するほか、育児ゆうゆう広場の英語講座も増やすなど、「世界に通用するグローバルな人材の育成」について、更なる充実を図ります。

この他、不登校、ネグレクト、虐待など様々な問題を抱える児童生徒及び保護者に対し、スクールソーシャルワーカー事業を導入します。

3つ目は、「福祉の充実」です。

災害時における要支援者への避難については、地域住民の共助が重要となります。平成30年度では、区長や民生委員との意見交換を行いながら地域福祉計画と関連した個別支援方針を策定し、災害時要支援者の情報共有や活用などについて明確化してまいります。

また、超高齢社会となった今、本町においても町民が元気でいきいきと暮らせる町づくりを目指し、町民の健康寿命の延伸について考える横断的な組織を庁内に立ち上げ、「健康」というテーマをそれぞれの施策について連携しながら模索してまいります。

この他、少子化対策の一環として、特定不妊治療費助成事業と里帰り出産時予防接種費助成事業を導入いたします。

4つ目は、「地域力の構築」です。

現代社会は、核家族化や個人の価値観の多様化など、地域を支える人材が不足していると言われております。東日本大震災により被災した地域では、住民のコミュニティ再生が大きな課題となっております。

本町では、コミュニティ事業や地域間連携を活性化するため、住民が自発的に地域の課題解決に取り組むよう推進するなど、住民同士が共に支

え合う「顔の見える地域づくり」の構築を強化してまいります。

5つ目は、「交通対策」です。

町内唯一の公共手段であるバスは、高齢化の進展により今後益々ニーズが高まってまいります。とりわけ高齢者にとっての公共交通は、外出を誘導させ、健康的な生活を送るという大事な面を担っているところでもあります。

平成28年11月に運行内容を大幅改正した町民バス「ぐるりんこ」は、利用者が順調に増加していることから、平成30年度においても現在の運行体制を維持してまいります。

なお、町民バス「ぐるりんこ」の利用促進を図るため、65歳以上の運転経歴証明書の提示の場合に1年間の運賃を無料とするほか、中学校の卒業時にお試し乗車としての無料乗車券を配布いたします。

また、通学路の安全確保や交通マナーの改善などを推進し、「最も安全で安心なまち」の実現に取り組んでまいります。

6つ目は、「地場産業への新たな挑戦」です。

被災市街地復興土地区画整理事業区域内の商業産業用地における民間事業者誘導を促進するため、事業所等建設費の借入金に係る利子相当額に対する補助制度を創設します。

第一次産業従事者の後継者育成策については、新規就労者に対する支援事業補助金を創設します。

本町のブランド開発について、新たな名産物開発者に対する補助金を創設します。

また、明治23年に高山外国人避暑地で栽培が始まったと言われる西洋野菜「ルバーブ」を活用し、本町の新たな地域ブランドの可能性を探ってまいります。

地場産業の推進については、町民の生業や生きがいづくり、定住促進などによる、賑わいのあるまちづくりを強化してまいります。

次に、「七ヶ浜町長期総合計画 後期基本計画[2016 - 2020]」の基本目標に基づく、平成30年度の主な施策について申し上げます。

基本目標 1 自然と調和したまちづくり

- (1) 都市公園(津波防災緑地)の整備を推進します。
- (2) 松くい虫被害状況の把握、被害木の伐倒処理、伐倒処理木の撤去、防除薬剤の散布及び樹幹注入を行います。
- (3) 町内の花壇に、花と緑のまちづくり推進団体や地区住民の協力により花の苗を植栽します。

基本目標 2 地域資源をいかした活気あふれるまちづくり

- (1) 菖蒲田海水浴場周辺環境向上を図ります。
- (2) 交流人口の増加による賑わい創出のため、観光交流施設を開設します。
- (3) 第一次産業従事者の後継者育成策として、新規就労者に対する支援事業補助金を創設します。
- (4) 被災市街地復興土地地区画整理事業区域内の業務系用地への産業誘導独自支援として、事業所等建設費の借入金に係る利子補給制度を創設します。
- (5) 本町の名産物開発者に対し、補助金を交付します。
- (6) 新たな水産資源となる種苗及び育成の試験を行います。
- (7) 本町ゆかりの西洋野菜「ルバーブ」を活用した新たなブランド展開を、産学官連携事業として取り組みます。

基本目標 3 地球にやさしいまちづくり

- (1) 「しちがはまクリーンサポートプログラム」による、海浜などの環境美化活動の支援を行います。
- (2) 家庭や地区における省エネルギー活動の普及・啓発、街路灯のLED化、住宅用太陽光発電システムの補助金を交付します。

- (3) 七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画の基本骨子とする「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」を実施します。

基本目標 4 健やかに暮らせるまちづくり

- (1) 特定不妊治療費助成事業と里帰り出産時予防接種費助成事業を導入します。
- (2) 生活習慣病健康診査の結果票の見方を含めた健康講習会及び運動指導を実施します。
- (3) がん予防の推進のため、専門医による講演会を開催するとともに、がん検診の精密検査該当者に対する受診勧奨を実施します。
- (4) 幼児口腔保健の充実のため、現在の1歳6か月児健診、3歳児健診で行っている歯科健診に加え、新たに2歳6か月児歯科健診を実施します。
- (5) 新たな生活支援サービスの構築のため、生活支援体制整備事業を推進します。
- (6) 自殺総合対策大綱に基づき、「七ヶ浜町自殺対策計画」を策定します。
- (7) 町民の健康寿命の延伸について考える横断的な組織を庁内に立ち上げ、「健康」に関連した施策の連携を推進します。
- (8) 本町を会場に、「国民体育大会東北ブロック大会兼東北総合体育大会」のサッカー競技及びビーチバレーボール競技を開催します。

基本目標 5 活力のあるひとを育むまちづくり

- (1) 三つの小学校を会場とした、小学校と地区民合同の大運動会を行います。
- (2) 外国語指導助手（ALT）の3名体制を継続し、英語コミュニケーションの授業における指導補助など、小中学校の英語コミュニケーション力の育成につながるプログラムを更に推進

します。

- (3) 文部科学省より教育課程特例校に指定されている小学校の英語教育のレベルアップを図ります。
- (4) 小学生を対象としたイングリッシュキャンプ及び中学生を対象としたイングリッシュ道場を開催し、英語コミュニケーション能力の向上と異文化理解を深めます。
- (5) 町内の幼稚園・保育園等へ国際交流員（C I R）を派遣し、幼少期からの異文化交流を進めます。
- (6) 生涯学習センターの英会話講座と育児ゆうゆう広場の英語講座の回数を増やします。
- (7) 不登校、ネグレクト、虐待など様々な問題を抱える児童生徒及び保護者に対し、スクールソーシャルワーカー事業を導入します。
- (8) 教育用コンピューターを入れ替えます。
- (9) 大木囲貝塚国指定50周年記念事業を開催します。

基本目標 6 ひととまちが協働し共に築くまちづくり

- (1) 被災市街地復興土地区画整理事業による被災沿岸地域の整備を推進します。
- (2) 町制施行60周年記念事業を実施します。
- (3) 町内地域間連携により、本町の魅力発見や地域力の構築につながる心の復興事業を行います。
- (4) 災害時避難行動要支援者に関する地区と行政との連携体制を構築し、ひととひととが支えあうまちづくりを推進します。

基本目標 7 安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり

- (1) 「平成30年度宮城県9.1総合防災訓練」を本町会場に開催し、防災減災の強化を図ります。
- (2) 津波避難誘導標識等のサイン設置を行います。
- (3) 児童・生徒が通行する通学路の安全を確保するため、関係機

関による通学路交通安全合同点検を行います。

- (4) ドライブレコーダーを活用し、高齢者の交通安全対策を強化します。
- (5) 町民の足として、多賀城東部線と七ヶ浜町民バスぐるりんこを運行します。
- (6) 七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の利用促進のため、65歳以上の運転経歴証明書提示の場合1年間の運賃を無料とするほか、中学校卒業時にお試し乗車券を交付します。
- (7) 木造住宅耐震改修工事助成事業補助金の補助限度額を拡充します。
- (8) 災害公営住宅の長寿命化計画を策定します。
- (9) 「七ヶ浜町水道事業施設更新計画」及び「七ヶ浜町水道事業新水道ビジョン」を策定します。
- (10) 「七ヶ浜町下水道事業経営戦略」を策定します。
- (11) 「七ヶ浜町下水道施設ストックマネジメント事業」を実施します。

基本目標 8 住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり

- (1) 震災復興記録の映像及び復興記録誌の作成に着手します。
- (2) 被災者支援及び住宅復興に関する相談窓口を開設します。
- (3) 町ウェブサイトにより、スマートフォンやパソコンなどのインターネット端末の画面表示に最適化された、迅速かつ分かりやすい情報発信を行います。
- (4) インスタグラムを導入し、町ウェブサイトにおける観光やイベントの情報発信を強化します。

基本目標 9 長期的なビジョンに立ったまちづくり

- (1) 「七ヶ浜町都市計画マスタープラン」の見直しに着手します。
- (2) ふるさと納税の制度を活用した「ガバメントクラウドファンディング」を導入し、特色ある施策を誘導します。

- (3) ふるさと納税制度の返礼品に、宿泊及び体験型の利用券を追加します。
- (4) 長期総合計画で掲げた目標の達成度について、客観的な指標により分析を行い、定期的に施策や事務事業の検証を行います。

一般会計

一般会計予算案について説明いたします。

平成 30 年度の一般会計の予算規模は 7,824,000 千円で、前年度と比較すると 1,631,000 千円の減（対前年度比 17.3%減）となります。当初予算総額は、震災関連事業費の減に伴い大きく減となりましたが、依然として震災前の予算額を上回っている状況であり、約 16 億円の復興関連事業費を差し引いた通常の予算規模は約 62 億円となっております。東日本大震災発生前の平成 22 年度当初予算 5,245,000 千円と比較すると約 10 億円の増となります。主に災害公営住宅維持管理基金積立による積立金の増のほか、各種福祉政策に基づく扶助費、各種会計等への繰出金などの増によるものです。

歳入については、主要な自主財源である町税が 2,068,264 千円で、対前年度比 0.6%増となります。要因としては、震災による雑損控除の繰越適用分が平成 29 年度で終了となったことなどによる個人住民税の増が見込まれることによるものです。

財産収入は、高台住宅団地の町有地売払収入が減となったことにより、対前年度比 83.9%減の 6,617 千円となります。

繰入金は、東日本大震災復興基金繰入金 125,830 千円（対前年度比 3.4%減）、東日本大震災復興交付金基金繰入金 1,110,335 千円（対前年度比 48.2%減）、さらに歳入不足を補うため財政調整基金からの繰入れを 480,000 千円（対前年度比 20%減）計上しております。

寄附金は、一般寄附金（復興支援）及びふるさと納税寄附金として 5,020 千円を計上しております。このうちふるさと納税寄附金については、ウェブサイトから容易に手続きができるようになったことで件数が増加して

おり、対前年度比 150.5%増の 5,010 千円を計上しております。

地方交付税は、国の地方財政対策において地方交付税の減が示されております。前年度の決算見込額を基に算出した結果、普通交付税は対前年度比 4.2%減の 1,150,000 千円、特別交付税が前年度同額の 100,000 千円を計上しております。また、東日本大震災復興交付金事業費などの町負担分を補う震災復興特別交付税は、対前年度比 44.9%減の 507,624 千円となります。

国庫支出金は、漁港災害復旧費負担金の減（対前年度比皆減）などにより、対前年度比 11.6%減の 546,122 千円となります。

県支出金は、災害救助費負担金の減（皆減）などにより、対前年度比 3.5%減の 453,881 千円となります。

町債は、地方交付税の財源不足振替相当分としての臨時財政対策債 280,000 千円（対前年度比 6.7%減）、七ヶ浜国際村エントランスホール等改修事業の財源として七ヶ浜国際村改修事業債 22,200 千円（皆増）、七ヶ浜中学校柔剣道場屋根改修事業の財源として七ヶ浜中学校柔剣道場改修事業債 31,900 千円（皆増）などの借入れを予定しております。

歳出については、人件費が退職手当負担金の負担率が下がったことにより、対前年度比 3.9%減の 1,307,993 千円となります。

公債費は、東日本大震災後に借り入れた災害援護資金、災害公営住宅整備事業債の元金償還が始まるものの既借入の償還が進んだことにより、対前年度比 7.5%減の 375,254 千円となるほか、扶助費が対前年度比 20.7%増の 954,609 千円となります。

人件費、公債費及び扶助費による義務的経費は 2,637,856 千円となり、予算全体の 33.7%（前年度 27.1%）を占めています。

普通建設事業費は、被災市街地復興土地区画整理事業、都市公園等整備事業、津波避難誘導標識設置工事、多目的広場駐車場（花刈浜地区）整備工事といった復興事業のほか、七ヶ浜国際村エントランスホール等改修工事、七ヶ浜中学校柔剣道場屋根改修工事、小中学校教育用コンピュータ更新事業、アクアリーナ駐車場整備工事など 1,674,282 千円となり、予算全体の 21.4%（前年度 30.5%）で、前年度より 1,208,882 千円の減

となります。

物件費は、町制施行 60 周年記念事業、地方公共団体カーボンマネジメント強化事業などの新規事業があるものの、全体としては復興事業の減により前年度比 3.5%減の 1,226,504 千円で、予算全体の 15.7%（前年度 13.4%）となります。

補助費等は、復興事業の減などにより前年度比 36.5%減の 921,391 千円で、予算全体の 11.8%（前年度 15.3%）となります。

災害復旧費は、漁港災害復旧費が 94,600 千円の減となったことにより、前年度比 96.9%減の 3,000 千円となります。

積立金は、東日本大震災復興交付金基金繰入金などを財源とする災害公営住宅維持管理基金への積立が 20,269 千円減の 258,960 千円となったことなどにより、前年度比 5.9%減の 334,952 千円で、予算全体の 4.3%（前年度 3.8%）となります。

下水道事業特別会計

下水道事業特別会計予算案について説明いたします。

平成 30 年度の下水道事業特別会計歳入歳出予算額は 766,000 千円で、前年度と比較すると 7,000 千円の増（対前年度比 0.9%増）となります。

歳入については、分担金及び負担金が、下水道事業受益者負担金の増により、対前年度比 5.8%増の 310 千円となります。

下水道使用料及び手数料は、現年度分下水道使用料の増により、対前年度比 0.6%増の 215,458 千円となります。

国庫支出金は、歳出の社会資本整備総合交付金事業の増により、対前年度比 8.9%増の 60,650 千円となります。

繰入金は、公債費などの減により、対前年度比 6.8%減の 235,881 千円となります。

町債は、資本費平準化債の増により、対前年度比 8.3%増の 248,700 千円となります。

歳出については、総務費が対前年度比 0.6%増の 146,784 千円となります。要因としては、一般管理費における施設管理委託料などが増となっ

たことによるものです。

事業費は、対前年度比 9.7%増の 147,111 千円となります。主な内容としましては、下水道施設ストックマネジメント策定業務や花渚浜地区人孔内面更生工事などの整備事業を、社会資本整備総合交付金事業により予定しております。また、中長期的な基本計画である下水道事業経営戦略を策定し、下水道事業を安定的に継続してまいります。

公債費は、利子の減により、対前年度比 1.4%減の 469,393 千円となります。

今後も、社会資本整備総合交付金事業などによる下水道整備を進め、下水道を使用する方が衛生的で快適に生活できるよう、既存施設の計画的な維持管理に努め、より一層効率的な下水道事業の運営に取り組んでまいります。

国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計予算案について説明いたします。

平成 30 年度は都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となる、持続可能な医療保険制度改革の開始年度であり、前年度から予算科目を大幅に変更しております。歳入においては、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金を廃止し、県支出金中に保険給付費等交付金を新設追加しております。歳出においては、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金を廃止し、国民健康保険事業費納付金を新設追加しております。

歳入歳出予算額は、2,058,000 千円で対前年度比 338,000 千円 (14.1%) の減で編成しております。

歳入については、国民健康保険税が、歳出に新設した県で算出する国民健康保険事業費納付金への支払に必要となる分を徴収することになり、その必要額に基づき税率改正を行い 390,416 千円と前年度より 30,215 千円の減としております。また、県支出金が保険給付費（出産育児一時金及び葬祭費を除く）の支出分等として交付される保険給付費等交付金

を新設したこともあり 1,461,459 千円と前年度より 1,356,771 千円の大
幅増で計上しております。

歳出については、保険給付費が出産育児一時金と葬祭費以外につい
ては、平成 29 年度までどおりの町推計値ではなく、国の通知で歳入に新設
した保険給付費等交付金の普通交付金と同額で計上することになったた
め、各科目に過去の支給実績により按分し 1,456,490 千円と前年度より
29,822 千円の増(前年度比 2.1%増)で計上しております。また、国民健康
保険事業費納付金 510,126 千円を新設しております。これは、県から市
町村へ保険給付費相当額として交付される保険給付費等交付金の財源の
一部として、市町村に納付が義務付けられたもので、県での算出金額に
より計上しております。

保健事業については、第 2 期(平成 30~35 年度)国民健康保険保健事
業実施計画(データヘルス計画)に基づき保健事業を実施することとして
おりますが、被保険者のみに限らず町民全員の健康保持・増進を図るた
めに、引き続き積極的に生活習慣病予防関連事業に取り組んでまいりま
す。

今後も、国民健康保険税が財政運営の基盤となる貴重な財源であるこ
とを被保険者の皆様にご理解をいただき、国民皆保険制度最後の砦とな
る市町村国保の事業運営に努めてまいります。

公園墓地事業特別会計

公園墓地事業特別会計予算案について説明いたします。

平成 30 年度の公園墓地事業特別会計歳入歳出予算額は 18,093 千円で、
前年度と比較すると 1,709 千円の増(対前年度比 10.4%増)となります。

歳入については、使用料及び手数料が対前年度比 9.0%の減で 11,740
千円となります。公園墓地使用料に係る墓地の区画数は、前年度比 2 区
画減の 20 区画分を計上しております。

財産収入については、対前年度比 25%減の 6 千円となります。

繰入金については、対前年度比 95.5%増の 5,877 千円となります。歳
出の一般管理費に係る経費分を繰入するものです。

繰越金については、前年度同額の 470 千円となります。

歳出については、総務費が施設管理、法面除草業務委託料の増により対前年度比 8.4%増の 7,883 千円となります。このうち公園墓地管理基金への積立は 2,000 千円となります。

諸支出金については、一般会計繰出金の増により前年度対比 12.7%増の 1,100 千円増で 9,740 千円となります。

今年度も町民及び町出身者に対し事業の周知を図るとともに、公園墓地管理につきましても万全を期してまいります。

介護保険特別会計

介護保険特別会計予算案について説明いたします。

「保険事業勘定」の歳入歳出予算額は 1,599,000 千円で、前年度と比較すると 64,700 千円の増となります。

歳入については、基本的に給付費の 23%を 65 歳以上の第 1 号被保険者、27%を 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者が負担し、残りの 50%を国、県、町が負担する仕組みになっています。公費負担分の内、原則として、居宅給付費については、国が 25%、県が 12.5%、残りの 12.5%を町が、また、施設等給付費については、国が 20%、県が 17.5%、残りの 12.5%を町が負担することになっております。

歳出については、保険給付費 1,486,926 千円、地域支援事業費 65,385 千円、その他の諸費 46,689 千円となります。前年度予算と比較すると、保険給付費が 53,477 千円の増となります。これは、要介護認定者の増加に伴う居宅介護サービス等の利用増加、及び介護報酬の改定等を見込んだものです。また、地域支援事業費 13,741 千円の増については、要支援 1・2 の方が利用する通所介護と訪問介護が、平成 30 年度は予防給付から地域支援事業に完全に移行することが要因となっております。その他の諸費については、職員人件費、事務費、介護認定審査会負担金などです。

「サービス事業勘定」の歳入歳出予算額は 5,025 千円で、前年度と比較すると 161 千円の増となります。

歳入については、介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計

画作成収入で、歳出についても介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成委託料が主なものです。

平成30年度は、第7期（平成30年度～平成32年度）介護保険事業計画の初年度であり、事業内容、及び保険料の見直しを行いました。団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途とする「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためにも、介護保険の果たす役割がなお一層重要となります。

今後、地域包括支援センターが中心となり、生活支援コーディネーター並びに協議体委員、地域や関係機関と協働した介護予防・日常生活支援総合事業等の充実を図り、介護保険サービスが適切かつ有効に利用され、介護する方もされる方も生きがいのある暮らしを実現できるよう努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計予算案について説明いたします。

後期高齢者医療制度は、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となるもので、加入している全ての市町村においては、保険料の徴収及び被保険者の便益に寄与するものとして窓口事務を行うものとなっております。特別会計では、これら市町村事務に関する所要の予算を措置するものとしており、平成30年度の歳入歳出予算額は、191,297千円で、前年度と比較すると1,449千円(0.8%)の減で編成しております。

歳入については、普通徴収及び特別徴収保険料が総額144,964千円で昨年より3,139千円の減を見込んでおります。この要因は保険料額(率)のマイナス改定によるものです。

また、低所得者等の保険料軽減分として国・県・市町村が公費で負担する保険基盤安定繰入金金を42,069千円計上しており、それぞれ広域連合へ納付するものです。

歳出については、広域連合納付金187,034千円のほかに、主に事務費となります。

なお、医療給付費については広域連合の予算となりますが、その財源

としては、皆様既にご承知のとおり、5割を国・県・市町村が負担、4割を74歳までの医療保険加入者が保険料で支援、残りの1割を後期高齢者の被保険者本人が保険料として納める制度となっております。

被保険者数の増加及び高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ、公平に負担し合うことが制度を安定的に持続するために重要であります。保険料を徴収する市町村としては、今後も後期高齢者医療制度全体の周知に努めてまいります。

水道事業会計

水道事業会計予算案について説明いたします。

本町の水需要は、被災者の住宅再建が落ち着いてきたことや新たな需要が見込めないことから厳しい状況が続くものと予想しております。

平成30年度予算案におきましては、これまでの配水量実績等が微増であることを踏まえ、給水戸数、年間総配水量、及び一日平均配水量を増と定めようとするものです。

施設面では、東宮浜小田地区老朽管更新工事などを予定しております。

また、本町が管理しております施設、配水池及び管路などを調査し、優先度や事業費、事業時期などを整理した「七ヶ浜町水道事業施設更新計画」を策定いたします。併せまして、「安全」「持続」「強靱」の視点に留意し、財政収支見通しの検討も含めた「七ヶ浜町水道事業新水道ビジョン」を策定し、これまで以上の安定経営を目指してまいります。

平成30年度水道事業会計の収益的収入につきましては、水道料金、加入金及び他会計負担金などで523,546千円。収益的支出では、受水費、減価償却費、人件費及び企業債利息などで523,485千円となります。

資本的収入につきましては、開発負担金、国庫補助金で4,024千円。資本的支出では、建設改良費として工事請負費や企業債償還金などで141,017千円となります。

前年度と比較いたしますと、収益的収入は、4,602千円の増となります。要因は、災害復旧工事の進捗により長期前受金戻入益の増額などによる

ものです。

収益的支出では、10,430千円の増となります。これは総係費におきまして各計画の策定業務委託料が増額となったことが主な要因となります。

資本的収入の109,100千円の減と、支出の103,734千円の減につきましては、東日本大震災に係る上水道災害復旧工事費などの減に伴うものであります。

なお、上水道災害復旧工事につきましては、平成30年度での終息を見込んでおります。

資本的収支における不足額の136,993千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金をもって補てんいたします。

今後も、水道事業の安定した経営と安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。

以上、平成30年度の施政方針を述べましたが、平成30年度は、東日本大震災から7年になり、復興事業の「総仕上げ」に向けて積極的に取り組んでまいります。また、これまで本町の復旧・復興に取り組んでくることができましたのも、全国各地の皆様、各自治体などからの派遣職員の皆様、そして、議員各位をはじめ、町民の皆様の深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後とも魅力あるまちの実現に向け、気を引き締めてまいりますので、新年度におきましても、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

